管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
080010	通信制高校の学習における面接指導時間の一部免除要件の拡大	高等学校教育課程の一部の教育課程の特例の4	学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるとき、その各教科・科目の面接指導の時間又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。	通信制高校の学習における面接指導時間の一部免除要件である「ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習」について、「家庭やその他の学校以外の場所における当該教科の教員免許を所有する指導者の下での学習」を加える。	【具体的事業の実施内容】 通信制高校の学習における面接指導時間の一部免除要件である「ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習」について、「家庭やその他の学校以外の場所における当該教科の教員免許を所有する指導者の下での学習」を加える。 【提案理由】 不登校生等が通信制高校で学習する場合、本人の状況によっては本校における規定の面接指導への出席が難しいことも少なくありません。それを補う目的で彼らが家庭や通信制高校以外に居場所として利用しているフリースクール等において、在籍する通信制高校の指導計画の下で、該当教科の教員免許を所有する指導者に直接指導を受けることは、テレビ・ラジオ・インターネットなどでの学習と比べても、面接指導の目的に照らしてその効果に遜色はなく、人間関係に課題を抱える彼らの成長にとっては、安心できる居場所で対面指導を受けることができるというメリットは大きいと考えます。	C	Ⅲ	高等学校の通信制の課程は、勤労青少年に加えて、全日制・定時制の高等学校に通学することができない者に対して、通信の方法により高校教育を受ける機会を与えることを目的としています。御提案のフリースクールや家庭等の学校以外の場所における学習を、面接指導を代替する教育方法として、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数を免除することについては、指導者が当該教科の教員免許を所有しているとしても、当該指導者に学校の指導計画に基づく指導を行う義務は生じず、また学校の指導命令権が及ばないため、指導計画に沿った計画的かつ継続的な指導を担保することができません。このため、このような指導者による学習を学校教育活動を代替するものと認めることはできません。 なお、本校における面接指導への出席が難しいなどに、不登校生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると文部科学大臣が認める場合には、面接指導の時間数を一部減免することが現行制度でも可能となっています。 また、本校への通学が難しいなどの生徒の事情を勘案し、他の学校等の施設及び技術を使用して教育を行うことについても、高等学校通信教育規程第11条により現行制度でも可能となっています。	C	Ⅲ				C	Ⅲ				10010110	特定非営利活動法人チャレンジスクール三重	三重県	文部科学省
080020	公益社団法人による学校設置	教育基本法第六条第一項 学校教育法第二条第一項	○教育基本法（平成十八年法律第百二十号） （学校教育） 第六条　法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。 ○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 第二条　学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。	公益法人改革が実施され、公益社団法人の制度が大きく変更になった。公益認定を受けた社団法人を学校法人と同じく学校の設置主体に認めるべきである。	【具体的事業の実施内容】 構造改革特区の進展により学校法人による学校開設以外に、学校設置会社（営利法人）による学校設置事業が認められる様になった。それにより特区認定を受けて大学開校を行う設置会社が存在する。反面、非営利事業である教育事業を営利会社が運営することで、税法上の取り扱いなど問題点も露呈している。そこで、学校法人以外に学校設置を認めるならば、公益社団法人に学校設置を全面的に認めるべきである。専修学校の場合は、各都道府県知事の認可の下、既に公益社団法人に学校設置を広く認めており、同じく大学設置も国は認めるべきである。 【代替措置】 本提案は職業教育に特化した教育課程を持つ大学などに限定する。職業教育に特化した教育課程として、国営資格取得の為の学習を想定している。本提案が認められ、従来の学校法人制度と良好な競争環境が生まれれば、日本の職業教育も大きく発展する期待できる。	C	Ⅰ	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられているものであり、公の性質を持つものであるため、その実施主体等について必要な規制を行う必要があります。このため、教育基本法第6条及び学校教育法第2条により学校の設置者を国、地方公共団体及び学校法人に限定するとともに、学校教育法第5条において、公の性質を持つ学校の設置運営の安定性、公共性を担保するため、設置者がその設置する学校を管理することとしています。 現在の学校法人制度は、学校の設置主体として必要な要件を定めて制度化された特別の立法（私立学校法）に基づくものであり、社団法人による学校の設置を認めることは困難です。学校設置・運営に必要な経済的基盤を有しており、学校経営のための人材も豊富であるのであれば、学校の設置を目的とする貴提案は、学校法人を設立することには課題はないと考えられ、学校の設置を目的とする貴提案は、学校法人を設立することにより実現可能です。 （参考） 学校の設置主体については、構造改革特区において、一定の要件のもと株式会社については認められているところであるが、非営利事業である教育事業を営利会社が運営することの問題点も含め、特区における実施状況について遅やかに評価を行うこととしています。	C	Ⅰ				C	Ⅰ				10202020	国際人材教育特区	一般社団法人　神戸東洋医療学院	兵庫県	文部科学省
080030	公立大学法人生産物の各種講座等料金徴収の緩和	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条	地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。 設立団体の長は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 変更に係る手続きも同様。	地方独立行政法人法で規定されている料金徴収について、料金の上限を決めてあらかじめ議会の議決を経て設立団体の長の認可を得なければならないが、この手続きを経ないで公開講座等について法人の判断で徴収できるよう緩和する。	【具体的事業の実施内容】 公立大学法人の公開講座などの料金を法人が自由に設定できるようにする。 授業料等以外の公開講座料金については法人が自由に設定し、徴収できるように規制緩和をし、公開講座の収入化を図ることによって、持ち出しばかりであった公開講座の収支が改善されることで、法人の経営改善及び自立性向上を図る。 【提案理由】 現行法の規定では、学位及び資格に関係しない公開講座の料金を授業料等と同等に扱わなければならず、公開講座の料金徴収についても議会の議決を得る必要がある。 公開講座としては、内容が様々で稀なケースまでを想定して議会の議決を得なければならないため、手続が煩雑で料金設定をしづらく、規模的に公開講座を行う意欲を削いでいる。講座の料金徴収について法人が自由に設定できれば、公開講座に係る費用を負担しなければならないという法人の負担が軽減でき、設定した上限金額に制限されることがないため、講座内容の自由度も増し、開催意欲も出る。	C	Ⅰ				C	Ⅰ				10280080	愛知県	愛知県	総務省文部科学省
080040	準学校法人の生徒定数にかかる認可基準の要件緩和	私立学校法第64条第4項 ・私立学校法の施行について（昭和二十五年三月十四日　文管庶第六十六号　各都道府県知事あて　文部次官通達）、準学校法人の認可基準の解釈及び運用について（昭和三十五年五月二十六日　文管振第二〇七号　各都道府県知事あて　文部省管理局長通達） ・「私立学校法第64条第4項の法人の認可基準等の改正について（通知）」（平成15年12月25日文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局私学部長） ・「私立学校法第64条第4項の法人の認可基準等の改正について（通知）」（平成15年12月25日文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局私学部長）	私立学校法の施行について（昭和二十五年三月十四日　文管庶第六十六号　各都道府県知事あて　文部次官通達）、準学校法人の認可基準の解釈及び運用について（昭和三十五年五月二十六日　文管振第二〇七号　各都道府県知事あて　文部省管理局長通達）、「私立学校法第64条第4項の法人の認可基準等の改正について（通知）」（平成15年12月25日文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局私学部長）において、準学校法人の設立において生徒定数80名以上いることが要件となっている。	私立学校法第64条第4項（準学校法人）が設置する外国人学校（主にブラジル人学校）に対して準学校法人立の各種学校としての認可を受けやすくし、外国人子弟の教育環境を整備する。 【提案理由】 学校運営の安定化を図り、外国人子弟の教育環境を整備するため、準学校法人立の外国人学校の生徒定員を緩和する。	【具体的事業の実施内容】 準学校法人が設置する外国人学校の生徒定員の基準を80人から50人に緩和することで、県内の無認可の外国人学校（主にブラジル人学校）に対して準学校法人立の各種学校としての認可を受けやすくし、外国人子弟の教育環境を整備する。 【提案理由】 学校運営の安定化を図り、外国人子弟の教育環境を整備するため、準学校法人立の外国人学校の生徒定員を緩和する。	D	Ⅳ	現行の準学校法人の認可基準においては、平成15年12月25日付け平成15年文科生第735号文部科学省生涯学習政策局長及び文部科学省高等教育局長通知等にもあるとおり、所轄庁の判断により、準学校法人が設置する学校の課程または地域の特殊性その他特別の事由があると認められるときは、生徒定数が80人を下回ることも認められています。 本件については、所轄庁が準学校法人が設置する学校の課程または地域の特殊性その他特別の事由等を踏まえて判断すべきものであると考えます。			D	Ⅳ				D	Ⅳ				10280090	愛知県	愛知県	文部科学省
080050	高等学校等攻科から大学への編入学	学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第7項、第122条、第132条等	大学に編入学することができる者について、法令上、①短期大学を卒業した者（第108条第7項）、②高等専門学校を卒業した者（第122条）、③専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上であることを等、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（第132条）が規定されている。	愛知県内の連携した大学（国・公・私立）において、高等学校等攻科卒業生の大学への編入学を可能とする。	【具体的事業の実施内容】 高等学校等攻科卒業生の大学への編入学にかかる法的制約を連携した大学（国・公・私立）において撤廃し、大学独自の評価規準により受験を可能とする制度の整備を行う。 【提案理由】 ○産業の多様化や科学技術の進歩等を受け、職業人として必要とされる専門的な知識、技術・技能が高度化している。また、本県は製造品出荷額等が34年連続で全国一を続けているなど、ものづくり県として我が国の経済をリードしている。 ○また、本県は、平成23年12月に国際戦略総合特区（アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区）に指定され、地域産業の主軸が自動車産業だけでなく、航空機産業にも拡大したため、より高度な知識、技術・技能を身に付けた人材づくりが求められている。 ○平成27年4月に開校を予定している総合技術高等学校（仮称）には、将来のスペシャリストの育成を目指し、豊富な実習と大学・産業界と連携した専門的な学習を行う事攻科の設置（産業システム科・先端技術システム科）が予定されている。 ○県産業の低統合継承し、さらに発展させていくためには、事攻科であり高度な知識、技術・技能を身に付けた者が大学へ編入し、より専門的に研究をすることのできる環境を整えることが不可欠である。 ○また、本県には、県立瀬戸窯業高等学校（セラミック陶芸科）、県立三谷水産高等学校（海洋技術専科）、県立緑陵高等学校（衛生看護科）、県立宝飯高等学校（衛生看護科）があり、これら事攻科においても高度な専門的な知識、技術・技能を身に付けた人材育成に向けて、大学への編入学が期待されている。	C	Ⅰ	大学を卒業するために必要な修業年限は4年とされています（学校教育法第87条）。大学への編入学は、①短期大学、②高等専門学校、③専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上であること等文部科学大臣の定める基準を満たすものの卒業者について、法律上、編入学が認められています。 編入学制度は学校教育制度の根幹に関わる問題であり、全国的に統一した取扱いとすることが必要であることから、提案を特区制度に活用して実現することは困難です。 なお、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）において、専攻科の在り方や高等教育機関との接続の検討を行う必要性について記載しており、今後検討を行うとされています。	右提案主体からの意見を踏まえ、具体的な検討のプロセス並びにスケジュールを示されたい。	愛知県では県内全ての49大学と連携推進会議を開催し、人的・知的資源の交流・活用を検討している。専攻科を設置する総合技術高等学校の教育内容は大学教育や企業技術者等による高度で専門的な講義・実習を基本としており、これが同会議において工業高等専門学校等と同等程度と判断することにより、大学編入に必要な基準は満たされるものと考える。 平成25年度には関校の周知を図る予定としており、高等教育機関との接続が急務である。 今回の提案では、県内の大学への編入を主旨としており、全国統一の取扱について検討がされる中で、本県においてモデル的に展開することにより、検討を進めていく上で役立つものとしていきたい。	C	Ⅰ	大学を卒業するために必要な修業年限は4年とされています（学校教育法第87条）。大学への編入学は、①短期大学、②高等専門学校、③専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上であること等文部科学大臣の定める基準を満たすものの卒業者について、法律上、編入学が認められています。 編入学制度は学校教育制度の根幹に関わる問題であり、全国的に統一した取扱いとすることが必要であることから、提案を特区制度に活用して実現することは困難です。 なお、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）において、専攻科の在り方や高等教育機関との接続の検討を行う必要性について記載しており、今後検討を行うとされています。 具体的には、大学において単位として認定する仕組みの充実に向けて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において検討を行うとともに、大学への編入学の今後のあり方については、その後の単位認定制度の活用状況や、専攻科制度に関する中央教育審議会での議論等を踏まえながら対応を検討することとなります。	右提案主体からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本県教育委員会では、県内全ての49大学と高大連携等に関して定期的に協議する場を設けている。そうした場を活用し、総合技術高等学校専攻科のカリキュラム調整を行った、専攻科の単位を編入時の単位として認定できる大学の照会・調整が可能である。 また、編入にあたって編入試験を課すことや、何年次編入にするかなどの協議も行うことができる。 さらに、今回の提案は国における検討を進めるにあたってのモデルケースとして参考になるものと思われ、まさに特区制度の趣旨に沿うものである。	右提案主体からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大学を卒業するために必要な修業年限は4年とされています（学校教育法第87条）。大学への編入学は、この原則の例外に当たるため、編入学前の教育が、大学における学習と同等以上と判断できる制度上の担保が法令に存在するものに限定して認められています。具体的には、①短期大学、②高等専門学校、③専修学校の専門課程（修業年限2年以上であること等、文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）の卒業者について、編入学が認められています。 貴県が高大連携を積極的に進めていることは有意義なことと考えますが、編入学制度は学校教育制度の根幹に関わるため、全国的に統一した取扱いが必要であり、御提案の内容を特区制度の活用を通じて実現することは困難です。特に、大学教育は、(1)学生の地域間の流動性を担保して教育されるる必要があり、また、(2)その課程を修了した者に学位を授与するという国際的に共通した仕組みである必要があります。 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月中央教育審議会答申）において、専攻科の在り方や高等教育機関との接続の検討を行う必要性が提起されており、今後検討を進めることとしています。大学への編入学については、専攻科の改善の明確化や、体系的な教育を行う機会としての位置付けをより明確にするため、具体的な基準等の法令上の明確化が必要であり、専攻科の学修を適切に評価し、大学において単位として認定する仕組み等の検討と合わせて、今後、中央教育審議会において検討を進めることとしています。 ついては、貴県がご提案されている高等学校等攻科の具体的な内容をお示しいただければその取扱いについて検討させていただきます。			10282800100	愛知県	愛知県	文部科学省
080060	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	【具体的事業の実施内容】 四国には獣医師を養成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部がーつもない。このため、今治新都市に、協力者会議の提唱するコアカリキュラムを実施し、高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした製薬・動物関連企業等の立地を促進し、世界レベルの医薬・医療技術のインフラ整備を進め、今治市の地域再生を図る。 【提案理由】 口蹄疫問題や鳥インフルエンザの感染の脅威、重日本大震災の被災地での家畜の飼い殺かや獣医師不足が顕在化しており、また、OIEから アジア地域の獣医学教育の水準を高めることが日本に求められているなど、獣医師の社会的ニーズの高さが問われてある。 また、獣医師養成系大学の入学定員は3割以上が東日本に偏っており、四国には一つもない。このため、獣医学部のない地域に限っては、教育大学の高い大学獣医学部の新設を認めることを提案する。 この獣医学部に産業動物・公衆衛生コース、研究者養成コースを設置し、入学定員の地域枠設定や学字金制度等を組み合わせて四国の家畜用生ワクチン使用法分野を担う獣医師不足を解消するとともに、協力者会議が提唱するコアカリキュラムを導入して、動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成する様ち、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。 これまでの提案では、措置の分類の回答をいただいており、提案の実現に向けて、協力者会議の場などで提案内容の措置の検討を早急に進めていただきたい。	F	Ⅲ	獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切です。このため、これまで重ねてご回答申し上げてきたとおり、ご提案について特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。 文部科学省においては、平成24年3月に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、①獣医学教育改革の進捗状況のフォローアップ及び今後の推進方策、②産業動物獣医師・公務員獣医師の育成に向けた今後の獣医師養成の在り方（入学定員の在り方を含む）、③獣医学分野の教育者・研究者養成の在り方等について検討することとしており、ご提案いただいた内容については、今後、全国的見地から議論を進めていく予定です。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	協力者会議で本件提案をご検討頂くことについて、まずは御礼申し上げます。 特区は、地域を限って規制緩和し、その後全国展開を図るのが原則ですが、一方で、当初から全国展開を志向せず、地域を限った規制緩和のみを行うことも可能であると聞いております。 つきましては、特に獣医師養成系大学の偏在（入学定員が西日本には17．7%しか割り当てられていないこと、四国には大学獣医学部がーつもないこと）について、全国的見地から検討いただき、地域を限った規制緩和をお願いいたします。	F	Ⅲ	獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であることから、他の高度専門職と同様に、全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切です。このため、これまで重ねてご回答申し上げてきたとおり、ご提案について特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。 文部科学省においては、平成24年3月に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を立ち上げており、①獣医学教育改革の進捗状況のフォローアップ及び今後の推進方策、②産業動物獣医師・公務員獣医師の育成に向けた今後の獣医師養成の在り方（入学定員の在り方を含む）等について検討を進めているところです。 ご提案いただいた内容につきましては、今後、全国的見地から議論を進めてまいります。	右提案主体からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	協力者会議では、四国に大学獣医学部が存在していないことを踏まえ、当地域の産業動物系の獣医師不足などの課題の解決に向けた新しい獣医学部の設置について検討していただきたい。 また、この会議では、臨床実習等の充実が議論されている。既設大学で入学定員を超えて受け入れている学生（定員の約1割程当）を、設備の充実した、高い教育水準を確保できる新設学部に振り向けることができれば、コアカリキュラムの充実が期待できると考えるがいかがか。	F	Ⅲ	10300010	今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省